

第 2 回中小企業収益力改善支援研究会 事務局資料

2022年9月29日

中小企業庁

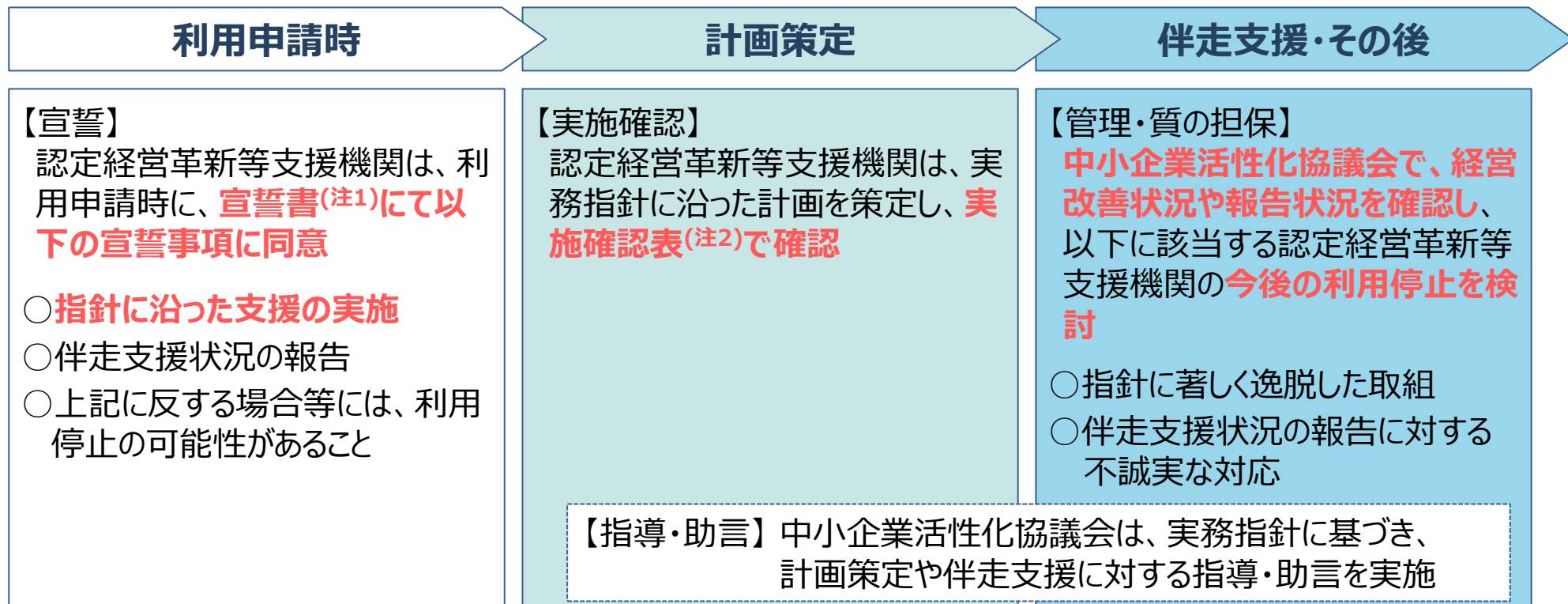
1. 収益力改善支援について

2. ガバナンス体制の整備支援について

実務指針に沿った支援を行うことの宣誓について

- 今回作成する実務指針に沿った支援の実効性を担保するため、**経営改善計画策定支援事業（405事業・ポストコロナ事業）**は、**実務指針に沿った支援を行うことを宣誓した認定経営革新等支援機関のみを対象**とし、実務においては、以下のフローとしてはどうか。

《業務フロー》 実務指針に沿った支援の宣誓と管理



(注1)「宣誓書(案)」参照(P3)

(注2)「収益力改善指針に基づく実施確認表(仮称)」を新設

(※現行の「経営改善計画策定支援における着眼点実施確認表」(P4)に替えて、同表をベースに作成予定)

(参考)「宣誓書(案)」

年 月 日

●●中小企業活性化協議会 宛

(認定経営革新等支援機関)

印

経営改善計画策定支援事業における 「中小企業収益力改善支援実務指針(仮)」の遵守及び報告 にかかる宣誓書

私は、_____に対する経営改善計画策定支援事業(以下「本事業」といいます。)を活用した経営改善計画策定支援及び伴走支援を行うにあたり、下記のとおり宣誓いたします。

記

1. 「中小企業収益力改善支援実務指針(仮)(中小企業庁)」(以下「実務指針」といいます。)に沿って、他の支援機関との連携を含め、事業者の経営改善に資する支援を検討し、真摯に対応いたします。
2. 本事業で定める伴走支援期間中においては、支援する事業者の責めに帰すべき事由により伴走支援が行えない特段の事情がない限り、伴走支援を実施し、その内容の報告を行います。
3. 以下のいずれかに該当する場合、以降の経営改善計画策定支援事業の利用を停止する可能性があることについて、承知します。
 - (1) 実務指針に著しく逸脱した取組が見られる場合
 - (2) 計画策定後、伴走支援の実施及び報告を行わない場合
(支援する事業者等の責めに帰すべき事由により伴走支援を行えない特段の事情がある場合を除く)
 - (3) その他、利用が適当でないと認められる場合
(支援する事業者及び関係機関への著しく不誠実な対応等)

以上

(参考)「経営改善計画策定支援における着眼点実施確認表」

経営改善計画策定支援における着眼点実施確認表

提出日

【申請者】

【案件No】

【代表認定支援機関】

○実施した ×実施しなかった

	着眼点	チェック	×の場合はその理由をご記入ください	計画書 該当ページ※
・現状分析と課題明確化・改善策検討	①会社基本情報確認と分析			
	②財務分析			
	③商流の確認と分析			
	④業務プロセス確認と分析			
	⑤外部環境の確認と分析			
	⑥経営課題の明確化			
	⑦課題解決策の検討 (追加項目)			
・アクションプラン策定	⑧各課題解決策について、具体的な行動計画(アクションプラン)を認定支援機関と事業者が協議して検討した。			
	⑨責任者・担当者・具体的な取組内容、スケジュール、取組の目標水準の設定			
	⑩計画を実行した結果、どれだけ収益(またはCF)を改善できるか数値化			
	⑪伴走支援実施計画の作成 (追加項目)			
・損益計画の策定	⑫売上計画は、適切なセグメント別に実績推移と変動原因並びに今後の見通し等を確認し、それをベースにアクションプランの改善効果を数値化して計画を策定			
	⑬売上高は金額ベースだけでなく、単価と数量など構成要素に分解して、実績推移の確認と、今後の見通し等を検討			
	⑭原価・費用項目については、変動比率や金額について過去の実績推移及び変動原因並びに今後の見通しを確認し、それをベースにアクションプランの改善効果を数値化して計画を策定			
	⑮計画年度で変動がある場合は、その具体的な根拠を明示 (追加項目)			
・資金繰りの検討	⑯取引債権債務の回収・支払条件を確認			
	⑰売上の受注予定、季節性等、を勘案して月次売上・仕入・外注金額を検討			
	⑱借入金の返済予定、設備投資・修繕実施予定等を確認			
	⑲上記検討結果等を踏まえて月次の資金収支を計算し、過不足がある場合は対応策検討 (追加項目)			
・金融支援内容の検討	⑳キャッシュフロー計画に基づき、借入金の返済計画を検討			
	㉑金融機関への返済金額は、各金融機関間の平衡性を考慮 (追加項目)			
(追加項目)				

【協議会欄】	【協議会コメント】
内容確認 面談	

※着眼点で検討した事項が計画書に記載されている場合は当該ページを記載

405事業支援実績（支援機関別・売上規模別①）

- 支援先の増益の度合いで高い改善率が見られる公認会計士や一般社団法人（診断協会等）においては、売上1～3億円、3～5億円の層を中心として高い改善率が見られ、その他の支援機関においては、売上1億円未満の層での改善率が比較的高い。
- 増益した支援先の割合では、全般的に売上3～5億円前後の層で増益した支援先の割合が比較的高い。

支援先の増益の度合い(注1)

申請上位支援機関	売上規模別（単位：円）					
	10億以上	5～10億	3～5億	1～3億	1億未満	全体
税理士	+0.92%	+1.36%	+2.41%	+2.55%	+3.33%	+2.75%
民間コンサル	+2.72%	+1.49%	+2.59%	+2.71%	+5.01%	+2.99%
一般社団法人 （診断協会等）	+0.54%	+1.66%	+6.17%	+4.39%	+2.98%	+3.57%
公認会計士	▲ 0.76%	+2.47%	+5.83%	+8.26%	+3.34%	+4.97%
中小企業診断士	+1.16%	+0.17%	+2.28%	+2.08%	+4.84%	+2.68%
その他	+3.54%	▲ 1.92%	+0.04%	+1.37%	▲ 0.60%	+0.46%
全体	+1.90%	+1.18%	+2.62%	+2.85%	+3.18%	+2.73%

増益した支援先の割合(注2)

申請上位支援機関	売上規模別（単位：円）					
	10億以上	5～10億	3～5億	1～3億	1億未満	全体
税理士	52.9%	67.8%	62.3%	59.2%	60.1%	60.3%
民間コンサル	52.9%	56.0%	68.8%	63.3%	63.6%	62.2%
一般社団法人 （診断協会等）	66.7%	62.2%	90.9%	68.4%	67.1%	68.9%
公認会計士	50.0%	74.2%	70.8%	66.2%	63.8%	66.3%
中小企業診断士	80.0%	60.0%	83.3%	73.9%	59.6%	69.9%
その他	60.0%	54.8%	59.0%	64.3%	44.8%	55.9%
全体	55.5%	62.4%	67.3%	62.4%	59.5%	61.6%

(注1) 計画策定時の決算と計画策定後3期目(モニタリング終了)の決算の収益を比較
支援機関・売上規模別に支援先の売上高に対する経常利益率の増減を平均したもの

(注2) 計画策定時の決算と計画策定後3期目(モニタリング終了)の決算の収益を比較
経常利益が増加した先の割合を支援機関・売上規模別に示したもの

405事業支援実績（支援機関別・売上規模別②）

- 支援先の増収の度合いでは、**全般的に売上1億円前後の層で比較的高い改善率**が見られた。
- **増収した支援先の割合**では、高い改善率が見られた支援機関のうち、**公認会計士では売上3～5億円を中心に売上10億円未満の先で、税理士では売上1億円未満の先で、それぞれ増収した支援先の割合が比較的高い。**

支援先の**増収**の度合い(注1)

申請上位支援機関	売上規模別（単位：円）					
	10億以上	5～10億	3～5億	1～3億	1億未満	全体
税理士	▲ 2.92%	▲ 9.20%	▲ 1.18%	+4.78%	+6.16%	+3.66%
民間コンサル	▲ 2.94%	+6.01%	+0.68%	+0.77%	+15.84%	+4.39%
一般社団法人 (診断協会等)	▲ 3.36%	▲ 2.53%	▲ 0.79%	▲ 2.95%	+3.59%	▲ 0.85%
公認会計士	▲ 13.44%	+3.96%	+25.57%	+6.70%	+5.36%	+6.83%
中小企業診断士	▲ 9.41%	▲ 3.73%	▲ 3.14%	▲ 9.65%	+23.62%	+1.97%
その他	▲ 6.60%	▲ 6.76%	▲ 9.38%	▲ 4.40%	+7.90%	▲ 1.01%
全体	▲ 4.55%	▲ 1.89%	▲ 0.01%	+1.65%	+8.08%	+3.07%

増収した支援先の割合(注2)

申請上位支援機関	売上規模別（単位：円）					
	10億以上	5～10億	3～5億	1～3億	1億未満	全体
税理士	49.0%	38.8%	44.0%	44.0%	47.4%	45.3%
民間コンサル	44.3%	39.7%	48.8%	41.5%	43.8%	43.2%
一般社団法人 (診断協会等)	33.3%	40.5%	45.5%	38.5%	38.2%	39.0%
公認会計士	35.7%	45.2%	54.2%	49.2%	48.9%	48.1%
中小企業診断士	20.0%	25.0%	30.0%	39.1%	44.2%	36.9%
その他	23.3%	29.0%	35.9%	40.3%	44.8%	39.2%
全体	40.1%	38.2%	44.3%	42.6%	46.1%	43.5%

(注1) 計画策定時の決算と計画策定後3期目(モニタリング終了)の決算の収益を比較
支援機関・売上規模別に支援先の売上高増減率を平均したもの

(注2) 計画策定時の決算と計画策定後3期目(モニタリング終了)の決算の収益を比較
売上が増加した先の割合を支援機関・売上規模別に示したもの

1. 収益力改善支援について

2. **ガバナンス体制の整備支援について**

チェックシートの見直し後における構成

- 「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証 GL」という。）が示す3つの要件は、経営者保証の提供の必要性を検討する上で、事業者のガバナンスの状態をチェックする際に活用することが期待されるもの。そのため、ガバナンス体制の整備を支援していく際に1つの目線として重要。
- **事業承継時判断材料チェックシート**（以下「現行チェックシート」という。）を、事業承継時以外も含めたチェックシートに見直す際、ガバナンス体制の整備を意識した構成にするため、**経営者保証GLの要件を踏まえた項目設定を継続**してはどうか。

経営者保証GLで事業者に求められるガバナンスの定義

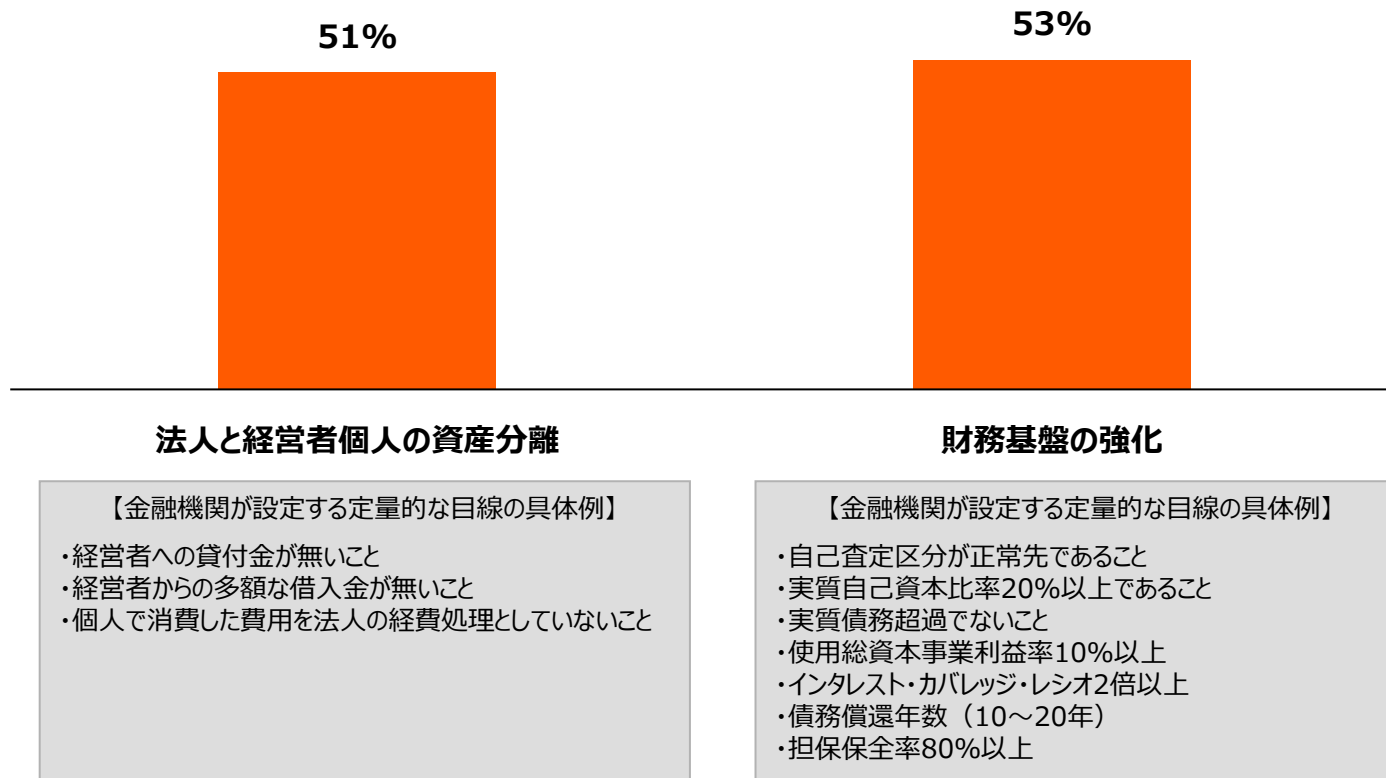
「経営者保証に関するガイドライン」において主たる債務者に求められる対応
法人と経営者との関係の明確な区分・分離
財務基盤の強化
財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

（出所）経営者保証GL（2013年12月）

チェックシートを見直す上で考慮すべき視点

- 金融庁が実施した事業承継時に焦点を当てた調査結果をみると、**5割超の金融機関**が債務者等に説明する場合、「**法人と経営者個人の資産分離**」と「**財務基盤の強化**」に関する**定量的な目線を示す方針**を示している。
- この2項目に関しては、こうした**定量的・客観的な目線を意識してチェックシートを見直す**必要があるのではないか。

金融機関による経営者保証GLの説明時に定量的な目線を示す方針としている割合



(注1) n=497。

(注2) 金融機関が設定する定量的な目線は、債務者等に説明する際に提示していない項目も含む。

(出所) 金融庁「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するGL」の特則の適用開始などを受けた取組状況に関するアンケート調査」（2021年6月）より作成。

「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」における見直しの視点

- 経営者の規律付けを目的に、法人と経営者の資産・経理を適切に分離することが求められている。
- 経営者保証GL、同Q&A、現行チェックシートにある基準の多くは、法人から経営者への資金流出や資産のシフトを牽制する項目となっている。**どのような項目を、どのように定量的・客観的に確認**する必要があるかについて、「**金融機関が設定する定量的な目線の具体例**」（P9）や「**現行のチェックシート等における定量的な基準等**」（P11）も参考にしつつ、検討してはどうか。

経営者保証GL・同Q&A、現行チェックシートの主な内容

経営者保証GL	Q&A	現行チェックシート
法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分・分離する	法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産は法人所有が望ましい	経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を有していない。なお、事業資産の所有者が決算書で説明できない場合、所有資産明細書等を添付すること
	法人と経営者の明確な分離が困難な場合、適切な賃料を支払うことで法人と個人が分離していると判断	経営者が有している場合、適切な賃料が支払われているか賃貸借契約書等を添付すること
法人と経営者との間の資金のやり取り（役員報酬・賞与、配当、オーナー等への貸付等）が社会通念上適切な範囲を超えないものとする	事業上の必要が認められない法人から経営者への貸付は行わない	法人から経営者等への資金流用（貸付金、未収益金、仮払金等）がない。貸付金等がある場合、一定期間での解消意向を説明するため、契約書等を添付すること
	個人として消費した費用（飲食代等）は法人の経費処理としない	法人と経営者との間の資金のやり取りが社会通念上適切な範囲を超えていない。具体的には、①役員報酬や配当、交際費等が法人の規模、収益力に照らして過大ではないこと、②経営者やオーナー一族への資金流出・意図的な資産のシフトはしていないこと
	経営者保証GLの「社会通念上適切な範囲」は法人の規模、事業内容、収益力等によって異なってくるため、必要に応じて外部専門家による検証を踏まえ、個別に判断	

(参考) 現行チェックシート等における主な定量的な基準等

定量的な基準の比較と意見

	現行チェックシート	公庫 (中小・国民)	信用保証協会	経営者保証コーディネーター からのご意見等
資産	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を有していない ・経営者が有している場合、適切な賃料が支払われているか賃貸借契約書で確認 		<p>【金融機関連携型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人と経営者の資産・経理が明確に区分されている※² <p>【財務要件型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準無し 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な賃料の基準として「当該地の近隣賃料相場」の資料を添付し、それで判断してはどうか ・経営者個人からの資産提供の場合、賃貸借契約の作成が重要なポイントであるため、説明ポイントに加えてはどうか
経理・家計等	<ul style="list-style-type: none"> ・法人から経営者等への資金流用（貸付金、未収入金、仮払金など）がない ・法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない。具体的には、①役員報酬や配当、交際費等が法人の規模、収益力に照らして過大ではないこと、②経営者やオーナー一族への資金流出・意図的な資産のシフトはしていないこと 	<p>【公庫中小】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付審査時に確認するため、要件設定なし <p>【公庫国民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人と代表者の一体性の解消が一定程度図られていること ※¹が公庫において確認できる 	<p>【金融機関連携型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人と経営者の間の資金のやりとりについて、社会通念上適切な範囲を超えていない※² <p>【財務要件型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準無し 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者から法人への資金提供（役員借入金、未払金等）も確認してはどうか ・貸付金の契約書確認と返済が契約通り実行されているか決算書類で確認してはどうか ・法人から経営者等への資金流用が法人のみの資産・収益力による借入金の返済力に影響を及ぼしていないかを確認してはどうか ・「法人の規模、収益力に照らして過大ではない」かどうかは、利益項目（営業、経常、当期）を上回っていないかを 1つの目線にしてはどうか。

(*1) 事業上の必要が認められない法人から経営者への貸付金等がないことをいう

(*2) 申込金融機関の判断

「財務基盤の強化」における見直しの視点

- 財務基盤の強化は法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る財務状況を想定。
- 経営者保証GL、同Q&Aでは下表のように債務償還力を軸にした上で、現行チェックシートで返済原資、資本の健全性も加味した目線を提示。
- 持続的かつ安定的に債務償還力を維持していくため、必要となる目線を定量化・客観化した上で、チェック項目にしてはどうか。その際、「金融機関が設定する定量的な目線の具体例」(P9)や「現行のチェックシート等における定量的な基準等」(P13)も参考にしつつ、検討してはどうか。

経営者保証GL・同Q&A、現行チェックシートの主な内容

経営者保証GL	Q&A	現行チェックシート
財務状況及び経営成績の改善を通じた返済能力の向上等により信用力を強化する	業績が堅調で十分な利益（キャッシュフロー）を確保しており、内部留保も十分であること	法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と説明できる 【参考指標】各計数とも直近3期分 ・EBITDA有利子負債倍率 ・フリーキャッシュフロー ・純資産額
	業績はやや不安定ではあるものの、業況の下振れリスクを勘案しても、内部留保が潤沢で借入金全額の返済が可能と判断し得ること	
	内部留保は潤沢とは言えないものの、好業績が続いており、今後も借入を順調に返済し得るだけの利益（キャッシュフロー）を確保する可能性が高いこと	

(参考) 現行チェックシート等における定量的な基準等

定量的な基準の比較と意見

	現行チェックシート	公庫 (中小・国民) ※1	信用保証協会	経営者保証コデイナー からのご意見等
債務償還力	EBITDA有利子負債倍率 【直近3期分】 ★基準は無	—	インタレスト・カバレッジ・レシオ※2 【直近分】 ★基準は2.0倍以上※3	債務償還年数 【直近3期分】 ★基準は10～15年以内。小規模事業者であれば20年以上が目安といったように事業規模でも差があるとの指摘もある。
返済原資	フリーキャッシュフロー (当期利益ベース) 【直近3期分】 ★基準は無	—	—	—
収益性	—	減価償却前経常利益 【直近2期分】 ★基準は2期連続黒字	使用総資本事業利益率※2.5 【直近分】 ★基準は10%以上※3 減価償却前経常利益※4 【直近2期分】 ★基準は2期連続黒字	3利益 (営業・経常・当期) 【直近3期分】
資本の健全性	純資産額 (表面) 【直近3期分】 ★基準は無	純資産額 【直近分】 ★基準は債務超過でないこと	自己資本比率※2 【直近分】 ★基準は20%以上※3 純資産倍率※2.6 【直近分】 ★基準は2.0倍以上※3 純資産額※4 【直近分】 ★基準は債務超過でないこと	—

このほか、ご意見としては、条件変更・延滞先でないことといった目線も聞かれたところ。

(*1) このほか、償還条件変更先、延滞先でないことも基準 (*2) 財務要件型の基準 (*3) 純資産0.5億円以上3億円未満の先。このほか、純資産3億円以上5億円未満、同5億円以上の先では基準が異なる。 (*4) 金融機関連携型の基準 (*5) (営業利益+受取利息・配当金) ÷ 総資産額 (*6) 純資産額 ÷ 資本金

「経営の透明性確保」における見直しの視点

- 経営の透明性確保は、正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示することが求められるほか、こうした情報が変動した場合にも自発的に開示するよう努めるなど、中小企業と金融機関も含めた取引先等との間にある「情報の非対称性」をできる限り少なくする必要がある。
- 本項目は**必要な情報の開示状況を評価**することが重要であり、その上で、**開示されるべき情報をより具体化して示す**ことが重要ではないか。

経営者保証GL・同Q&A、現行チェックシートの主な内容

経営者保証GL	Q&A	現行チェックシート
資産負債の状況（経営者のものを含む）、事業計画や業績見通し及びその進捗状況等に関する情報開示の要請に対して、正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示・説明する	融資判断において必要な情報の開示・説明が求められる。例えば、以下のような対応が求められる ・貸借対照表、損益計算書の提出のみでなく、これら決算書上の各勘定明細（資産・負債明細、売上原価・販管費明細等）の提出 ・期中の財務状況を核にするため、年に1回の本決算の報告のみでなく、試算表・資金繰り表等の定期的な報告	金融機関からの求めに応じて財務情報を適時適切に提供できる体制が整っており、継続的に提供する意思があること
開示・説明した後に、事業計画・業績見通し等に変動が生じた場合には自発的に報告するなど適時適切な情報開示に努める		試算表と合わせて資金繰り表を提出し、金融機関に財務情報を提供する体制が整っている 当分の資金繰りに資金不足が生じていないことが、資金繰り表により確認できること

(参考) 現行チェックシート等における主な基準等

主な基準の比較と意見

	現行チェックシート	公庫（中小・国民）	信用保証協会	経営者保証コデイナー からのご意見等
資料の提供内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署に申告した財務情報と同一の情報が金融機関に適切に開示されている 	<p>—</p>	<p>【金融機関連携型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適時適切に財務情報等が提供されている※1 <p>【財務要件型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準無し 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署に申告したことに着目するのではなく、<u>正確で丁寧に信頼性の高い情報（すなわち、粉飾や会計処理の誤りのない、実態財務）</u>が開示されていることを明示的に求めていますどうか ・提出する決算書類は勘定科目明細や確定申告書類も明示した方が良いのではないかと
資料の提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ・試算表と合わせて資金繰り表を提出し、金融機関に財務情報を提供する体制が整っている 	<p>【公庫中小】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引先全てに決算書の提出を義務づけており、基準は設けていない。 <p>【公庫国民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公庫からの求めに応じて財務情報等を適時適切に提供することとなっている。 	<p>【財務要件型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準無し 	<ul style="list-style-type: none"> ・試算表、資金繰り表は会社の現況を示す重要資料であるため、定期報告を強く求めていますどうか ・関連会社がある場合には連結情報の開示を行うなど、会社の状況が確り把握できる資料の開示を求めていますどうか
資料内容の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の資金繰りに資金不足が生じていないことが、資金繰り表により確認できること 	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

(*1) 申込金融機関の判断

収益力改善支援を通じた経営者保証解除等のチラシ（案）

中小企業経営者の皆様へ

収益力改善を通じて健全な財務基盤を構築し、
経営者保証の解除を検討しませんか？

経営者保証の解除

金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人となることを**経営者保証**といいます。この経営者保証は収益力を改善することで解除できる可能性があります。

収益力改善

支援機関(※1)を活用して、収益力改善に向けた事業計画の策定費用を支援する制度があります

経営改善計画策定支援事業（詳細は右のQRコードから）

※1 「中小企業強化法」に基づいて認定された、税務や企業財務等の専門的知識や実務経験のある支援機関「**認定経営革新等支援機関**」が支援します（詳細は右のQRコードから）



経営者保証解除にかかる以下の金融機関交渉費用も支援対象

- ・金融機関との交渉を依頼した場合の弁護士費用
- ・経営者自身で交渉するためのサポート業務費用(※2)

※2 説明資料や金融機関からの質問に対応するための資料作成費用等で弁護士以外の支援機関が支援する場合も対象になります

ご相談は、お取引のある金融機関 又は 認定経営革新等支援機関まで！

経営改善計画策定支援事業の利用に関するご相談は、お近くの中小企業活性化協議会へお問い合わせください（右のQRコードから検索）

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/download/contact_list.pdf



信用保証協会をご利用の中小企業経営者の皆様へ

経営者保証を不要とする
保証の取扱いが出来る**可能性**があります

経営者保証の解除

金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人となることを**経営者保証**といいます。下記の3つの取扱いのいずれかに該当すれば、この経営者保証を**不要とする保証の取扱いが出来る可能性**があります。

信用保証協会における 経営者保証を不要とする3つの取扱い

通称	要件
金融機関型	<ul style="list-style-type: none">・取扱金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）。・「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」。・法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認している。 など
財務要件型	<ul style="list-style-type: none">・直近決算期において一定の財務要件を満たしている。（「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります）
担保充足型	<ul style="list-style-type: none">・法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保金が図られている。

詳しくは、お近くの金融機関又は信用保証協会へお問い合わせください

お近くの信用保証協会は右のQRコードからご確認ください

<https://www.zenshinhoren.or.jp/nearest/>



(参考) 事業承継時以外のフェーズにおける経営者保証COの活躍場面

- 金融小委員会の中間取りまとめを受けて、経営者保証コーディネーター（経営者保証CO）について、質・量の両面での拡充や事業承継時以外も含めた支援を行うことができるよう、検討中。
- 事業承継時以外のフェーズでの経営者保証コーディネーターの活躍のイメージは以下の通り。

事業承継時以外のフェーズにおける経営者保証コーディネーターの役割

フェーズ	役割
創業時	<ul style="list-style-type: none">● チェックシートを用いた経営者保証GL要件の充足状況の確認● チェックシート未充足部分について事業者へ丁寧な説明を実施する等、経営者保証不要な創業保証以外での借入時（プロパー融資含む）においても経営者保証が不要となるよう、リテラシー向上を支援
平時	<ul style="list-style-type: none">● チェックシートを用いた経営者保証GL要件の充足状況の確認● チェックシート未充足部分について、充足に向けた磨き上げ支援
廃業・倒産時	<ul style="list-style-type: none">● 債務整理時の専門家への橋渡し
全フェーズ共通	<ul style="list-style-type: none">● 事業者への経営者保証GL及び特則の周知